

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

信用組合愛知商銀

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧に説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や金利の上乗せ及びABLを含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

「経営者保証ガイドライン」に対するご相談窓口

店舗	住所	電話番号	受付日	受付時間
本店営業部	愛知県名古屋市中村区亀島一丁目6番18号	052-451-5141	当組合の営業日	午前9時から午後5時
岡崎支店	愛知県岡崎市葵町4番地10	0564-21-5141		
一宮支店	愛知県一宮市緑3丁目11番14号	0586-72-0256		
今池支店	愛知県名古屋市中村区今池5丁目15番1号	052-732-5426		
豊橋支店	愛知県豊橋市神明町46番地	0532-53-7336		
柴田支店	愛知県名古屋市中村区鶴見通5丁目2番9号	052-614-1231		
春日井支店	愛知県春日井市篠木町1丁目23番地	0568-85-3222		
津支店	三重県津市西丸之内11番10号	059-224-1161		

上記各営業店ご相談窓口又は下記本部窓口

愛知商銀 本部融資部 電話番号：052-451-5145